

マチカネポイント参加店舗募集要項

豊中市では、市内消費喚起とキャッシュレス決済推進のため、豊中市内登録店舗で利用できる豊中市独自のデジタル地域ポイント「マチカネポイント」を令和 4 年 11 月から発行しております。マチカネポイントは、豊中市が実施するイベントへの参加のほか、チャージなどによりマチカネポイントを貯めることができます。

つきましては、マチカネポイントを取扱う事業者を、以下のとおり募集します。

1. マチカネポイントの概要

マチカネポイントの詳細は、下記概要及び専用ホームページ（<https://toyonaka.yomsubi.com/>）をご覧ください。

デジタル地域ポイント事業概要

ポイント名称	マチカネポイント
発行価格	1 ポイント 1 円
ポイント有効期限	付与または利用した日から 2 年
市内流通見込額（令和 7 年度）	約 11 億円（※）

※チャージ等キャンペーン事業すべての発行を含む

2. 参加店舗の募集内容

（1）参加資格

豊中市内に、事業所または店舗がある事業者で以下の事業者以外とする。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う者
- その他、豊中市が指定する者

（2）事業規模

本事業は事業規模に関わらず参加可能。申込時は下記をご記入ください。

- ・従業員 50 名以下、または資本金 5,000 万円以下の小売業（例：食料品、衣料品、日用雑貨、飲食店など）
- ・従業員 100 名以下、または資本金 5,000 万円以下のサービス業（例：宿泊施設、学習塾、美容院など）
- ・従業員 300 名以下、または資本金 3 億円以下のその他の業種（例：リフォーム業など）

※フランチャイザー（本部）により営業権を与えられて、フランチャイジー（加盟店）として営業する店舗については、フランチャイジー（加盟店）の規模によって判断します。

3. マチカネポイントの取扱いについて

(1) マチカネポイント取扱遵守事項

1. マチカネポイントは、1 円単位での利用が可能です。
2. 個人の消費者が使用する場合に利用可能としています。業者間の取引には利用できません。
3. マチカネポイントと現金の交換および転売は禁止しています。
4. 2 ページに記載の「(2) マチカネポイントの利用対象にならないもの」および参加店舗において、マチカネポイントの利用対象としない商品・サービスを独自に定める場合は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に、利用できない商品・サービスである旨を明示してください。
5. マチカネポイントの取扱等については、取り扱う全ての方に周知願います。
6. マチカネポイントは、お金と同様、取り扱いに注意してください。管理方法にも十分留意してください。
7. 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、豊中市は責任を負いません。
8. 以下の事項は、禁止します。

(ア) 自社商品の購買にマチカネポイントを活用すること

(イ) 利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為

(2) マチカネポイントの利用対象にならないもの

- 有価証券、その他金融商品
- たばこ
- 電子マネー、商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料などの公租公課(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・電話料金など)
- 各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- その他、豊中市が指定するもの

4. マチカネポイントの精算

マチカネポイントの精算については、

毎月 15 日と月末を締め日とし、それぞれの締め日から 5 営業日後に指定の口座に振り込みます。

精算スケジュール（令和 7 年度）

	締め日	振込予定日		締め日	振込予定日
①	4 月 15 日（火）	4 月 22 日（火）	⑬	10 月 15 日（水）	10 月 22 日（水）
②	4 月 30 日（水）	5 月 9 日（金）	⑭	10 月 31 日（金）	11 月 10 日（月）
③	5 月 15 日（木）	5 月 22 日（木）	⑮	11 月 15 日（土）	11 月 21 日（金）
④	5 月 31 日（土）	6 月 6 日（金）	⑯	11 月 30 日（日）	12 月 5 日（金）
⑤	6 月 15 日（日）	6 月 20 日（金）	⑰	12 月 15 日（月）	12 月 22 日（月）
⑥	6 月 30 日（月）	7 月 7 日（月）	⑱	12 月 31 日（水）	1 月 9 日（金）
⑦	7 月 15 日（火）	7 月 23 日（水）	⑲	1 月 15 日（木）	1 月 22 日（木）
⑧	7 月 31 日（木）	8 月 7 日（木）	⑳	1 月 31 日（土）	2 月 6 日（金）
⑨	8 月 15 日（金）	8 月 22 日（金）	㉑	2 月 15 日（日）	2 月 20 日（金）
⑩	8 月 31 日（日）	9 月 5 日（金）	㉒	2 月 28 日（土）	3 月 6 日（金）
⑪	9 月 15 日（月）	9 月 22 日（月）	㉓	3 月 15 日（日）	3 月 23 日（月）
⑫	9 月 30 日（火）	10 月 7 日（火）	㉔	3 月 31 日（火）	4 月 7 日（火）

サービス利用に関する手数料、振込手数料等の費用負担はありません。（インターネット回線の利用料、通信費等は除きます）

5. 申込方法

1. 参加店舗の登録希望者は、「参加店舗募集要項」に同意の上、専用ホームページよりお申し込みください。
2. 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、店舗ごとにお申し込みください。
3. 申込みのあった事業者については、豊中市の承認を得て、参加店舗として登録いたします。
登録の可否については、随時、事務局よりご連絡差し上げます。
4. 参加店舗として登録された事業者には、店頭でご利用いただく 2 次元コードスタンドやステッカー等のツール類を配布いたします。

6. 参加店舗の登録取消等

1. 参加店舗に違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽または不正の事実があった場合は、登録取消、精算拒否、損害賠償の発生等が生じることがあります。
2. 登録を受けた店舗が、やむを得ず登録を取り消す場合は、事務局に連絡してください。

7. その他留意事項

1. 参加店舗に配布するステッカーやポスター等は、消費者の目に留まりやすい場所に掲示してください。
2. 店舗情報（店名・所在地・電話番号・業種等）は、ホームページやマチカネポイントアプリ等に公表いたします。
3. 今回店舗登録いただいた内容は、今後豊中市が実施を予定する消費喚起策（商品券事業等）への参加店舗として継続利用いたします。その為同種事業を実施する際の再登録は不要となります。
4. マチカネポイントでの決済は、参加店舗登録の承認後に送付される決済用 2 次元コードスタンドを受領してから可能となります。
5. 盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、市は責任を負いません。
6. 購入後の返品はできません。
7. 申込をされた時点では、参加店舗としての登録が承認されておりません。
8. 豊中市の方針等によって、内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。

■お問い合わせ先■

マチカネポイント運営事務局

お電話：0120-56-1313 平日 9 時～17 時 15 分（土日、祝、年末年始を除く）